

石川県公報

平成31年3月29日（金曜日）

号 外

（第 22 号）

目 次

規 則	教育委員会
○公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (教育委員会事務局) 1	○公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 1

規 則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成三十一年三月二十九日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川県規則第十六号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成三十一年石川県条例第十五号）の施行期日は、平成三十一年四月一日とする。

教 育 委 員 会

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年三月二十九日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第一号

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十一年石川県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「四時間程度」を「三時間程度」に改める。

附 則

この規則は、公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成三十一年石川県条例第十五号）の施行の日から施行する。

